



業務連絡

班 長	合 議	起案部課																																																																		
了 29. 12. 25	医療管理係長 了 29. 12. 25	医務・保健班 (電話 41942)																																																																		
各方面総監部医務官 自衛隊中央病院企画副室長 殿		業連衛第327号 29. 12. 25																																																																		
		陸上幕僚監部衛生部 医務・保健班長																																																																		
件名	柔道整復師の施術に係る自衛官診療証等の取扱いについて (通知)																																																																			
<p>標記について、別紙のとおり通知する。</p> <p>配布区分：中央業務支援隊衛生科長 添付書類：別 紙</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文 書 類 別</th> <th>備 考</th> <th>備 考</th> <th>備 考</th> <th>備 考</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文 書 類 別</td> <td>陸上幕僚監部衛生部企画副室長</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>一 般 的 な 文 書 類</td> <td>陸上幕僚監部衛生部企画副室長</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>分 配 部 門</td> <td>40-(9)-ア</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>作 成 日</td> <td>29. 12. 5</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>取 扱 日</td> <td></td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>保 存 期 間</td> <td>3年</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>配 送 日</td> <td>33. 3. 31</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>本 部 番 号</td> <td>3 後・部</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>配 送 先</td> <td>陸上幕僚監部衛生部</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考：配布区分のとおり</td> </tr> </tbody> </table>			文 書 類 別	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	文 書 類 別	陸上幕僚監部衛生部企画副室長	備 考	備 考	備 考	備 考	一 般 的 な 文 書 類	陸上幕僚監部衛生部企画副室長	備 考	備 考	備 考	備 考	分 配 部 門	40-(9)-ア	備 考	備 考	備 考	備 考	作 成 日	29. 12. 5	備 考	備 考	備 考	備 考	取 扱 日		備 考	備 考	備 考	備 考	保 存 期 間	3年	備 考	備 考	備 考	備 考	配 送 日	33. 3. 31	備 考	備 考	備 考	備 考	本 部 番 号	3 後・部	備 考	備 考	備 考	備 考	配 送 先	陸上幕僚監部衛生部	備 考	備 考	備 考	備 考	備考：配布区分のとおり					
文 書 類 別	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
文 書 類 別	陸上幕僚監部衛生部企画副室長	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
一 般 的 な 文 書 類	陸上幕僚監部衛生部企画副室長	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
分 配 部 門	40-(9)-ア	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
作 成 日	29. 12. 5	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
取 扱 日		備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
保 存 期 間	3年	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
配 送 日	33. 3. 31	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
本 部 番 号	3 後・部	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
配 送 先	陸上幕僚監部衛生部	備 考	備 考	備 考	備 考																																																															
備考：配布区分のとおり																																																																				

柔道整復師の施術を受ける場合

- 柔道整復師の施術において、自衛官診療証及び離職自衛官継続診療証（以下「自衛官等診療証」という。）を使用する場合は、以下の点に留意すること。

○ 自衛官診療証等を使用できる場合

- 1 (社)日本柔道整復師会の会員である柔道整復師及び(社)日本柔道整復師会の会員以外の柔道整復師で、防衛大臣と療養費の受領委任手続を完了（手続中を含む。）している柔道整復師（整骨院、接骨院）
※ 施術を受ける場合は事前に医務室に確認してください。
- 2 施術の範囲は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）であり、内科的原因による疾患は含まれない。
なお、骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要
- 3 通院手続は、通常の部外通院と同様

○ 自衛官診療証等が使用できない場合

- 1 上記の手続を行っていない柔道整復師で施術を受ける場合
- 2 ただし、「非契約医療機関等利用申請（承諾）書」を自衛官診療証等の発行者である駐屯地業務隊長、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長（以下「業務隊長等」という。）に提出し、必要な調査が終了し承諾された場合は、施術可能である。
- 3 この場合、自衛官診療証等は使用できないので本人の立替払いとし、「療養費請求書等」をあらたに業務隊長等に提出し、療養費の支給を受ける。
※ 上記の他、自衛官診療証等が使用できない場合として
 - ・ 単なる肩こり、筋肉疲労など外傷性の負傷でないもの。
 - ・ 保険医療機関（病院・診療所等）で同じ負傷等の治療中のもの
 - ・ 柔道整復の治療を完了して、単にあん摩（指圧及びマッサージを含む。）のみの治療

○ はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術を受ける場合

- 1 自衛隊の療養の範囲にはなく、契約医療機関はない。
- 2 したがって、施術を受ける場合は、「自己負担」となる。
- 3 ただし、前述の「非契約医療機関等の利用における申請」を行い、医師の同意書を添付し療養費請求をすることができる。

○ その他

1 医務室等医療担当者

自衛官等から部外医療機関への受診の要望があった場合は、医療担当者は、患者である自衛官等の申し出について、真摯かつ誠意をもって対応すること。

この際、療養を希望する自衛官等個人の意志を尊重し、医療機関等の選択権は患者である自衛官等個人にあることに配慮すること。

また、初検から3月を超えて継続する場合には負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由書（長期施術継続理由書）の提出を求めるなどの措置を行うよう留意されたい。

2 部外医療機関等への受診を要望する自衛官等

自衛官等は、療養を受けようとする際、又は受けた際の報告を遅延することがないように努め、報告にあたっては、負傷に至った原因、負傷名及び通院日数等並びに医療機関名等を正確に医務室等医療担当者に伝え、意思疎通を図るよう心掛けること。